

令和6年（ワ）第209号 損害賠償請求事件

原告 高桑 広仁

被告 北海道マツタ販売株式会社

令和6年6月20日

訴えの変更申立訂正書

<請求原因についての補足>

札幌地方裁判所民事第2部2係 御中

原告人 高桑 広仁

訴えの変更申立書への請求原因についての補足書面を提示いたします。

被告法人の 民法644条に於ける「善管注意義務」違反を請求原因として、原告に対する被告の「診断書支払義務について」、休職・診断書等に関わる人事関係知識に全くの無知であった原告に対する法人としての説明責任を有するにも拘わらず、一切の説明が無いまま、原告が 診断書費用の被告法人の支払い義務をあたかも想像させる指示命令であったことが、当時の原告が「錯誤」に至った原因として、被告側へ確認事項としての証拠物として提出を求めるとともに請求する。

①就業規則写しの訴訟証拠物としての提示

善管注意義務とは、社会通念上あるいは客観的に見て当然要求される注意を払う義務のことで、何かを委任された人に対して発生する義務です。

民法第644条では「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」となっています。

<請求原因に至った委任契約について>

①請求原因の主体・客体

委任者・・・北海道マツダ販売株式会社

受任者・・・上記代表取締役 横井 隆

委任契約期日・・・1953年8月1日

受任者に於ける善管注意義務違反・・・民法644条に抵触する事

<上記内容を主張する具体的説明>

(1) 委任者としての具体的位置付け

上記 診断書費用等の取扱いに付き、総務・労務の業務を
委任者である被告法人「北海道マツダ販売株式会社」が雇用関係に於いて、
上記総務・労務の業務を担当する被雇用者に委任していること

(2) 受任者としての具体的な位置付け

上記 (1) に於ける雇用関係に於いて、当該業務担当者の行為責任は代表取締役
に帰すること

(3) 委任契約期日について

原告が主張する請求に付き、民法 6 4 4 条に於ける委任契約は、
被告法人設立年月日時点での委任契約期日に遡及される。
なぜならば、雇用関係の形式的発生時点が委任契約とされるからである。

以上

令和6年6月19日

以上